

賃貸住宅の家賃補助を利用しませんか

妙高市では、妙高市外から転入し、民間の賃貸住宅等に入居される方に家賃補助を行っています。入居時の初期費用及び2年間の家賃補助を併せて、最大48万円が交付されます。

補助対象者

次の条件にすべて該当する必要があります。

- ①妙高市外から妙高市へ転入し、市内の補助対象住宅に居住する方
- ②交付申請時の年齢が40歳未満の方
- ③妙高市に住民登録をした日から6か月を経過していない方
- ④他の公的制度による家賃助成を受けていない方
- ⑤妙高市内の事業所に常用労働者(正社員)として就業した方(個人事業主を含む)
- ⑥事業所の人事異動などにより、将来、市外へ転出する見込みがない方

補助対象住宅

- ・民間賃貸住宅
- ・民間一戸建て借家

※公営住宅、官舎、社宅、社員寮、雇用促進住宅などは対象外となります。

補助金額

①家賃額補助：最大36万円

月額家賃の1/3で限度額15,000円を交付決定の月から2年間 ※1,000円未満の単位は切捨て
年3回の後払いとなります。(4～7月分、8～11月分、12～3月分)

②入居時の初期費用補助：最大12万円

契約時の礼金、家賃支払い保証料又は不動産取引手数料の総額の2/3で限度額120,000円

申請に必要な書類

- 交付申請書
 - 就労を証明できる書類
 - ☐転居前の納税証明書(非課税の場合は、課税証明書を添付してください。)
 - 暴力団員でない誓約書
 - ☐賃貸住宅の契約書
 - ☐初期費用(礼金、家賃支払い保証料、不動産取引手数料)にかかる領収書
- ※■の書類は市の様式

補助金の返還

下記に該当する場合は、補助金を返還していただきます。

- ・交付決定日から2年以内の間に市外へ転出した場合：交付決定額の10/10を返還いただきます。
- ・交付決定日から2年を超え4年以下の間に市外へ転出した場合：交付決定額の5/10を返還いただきます。

【問い合わせ】

妙高市 地域共生課 移住支援グループ
☎ 0255-74-0064 (直通)